

第三次東御市合理化事業計画（案）における質問への回答について

1. 合理化事業の許可事業者 4 社は下水道への繋ぎこみや合併浄化槽の設置により、バキューム車によるし尿収集処理等が減少している。そのため収集業者の経営が不安定となり、業者間および市民サービスの格差に繋がると考えるが、市の現状はどうか。

事業者ごとに、安定した収集ができるよう担当地区を定めることで経営の不確定要素を縮減させるとともに、市民サービスに偏りが生じないよう業務を行っていただいております。

2. 第 2 次東御市合理化事業計画の項目 7 合理化事業の内訳等の(2)実施方法でイ業者は経営の合理化を推進するとあるが、具体例の説明をお願いしたい。

し尿等の収集運搬業務の減少分について、代替業務の可燃ごみ等の一般廃棄物収集運搬業務、下水道汚泥の収集運搬業務、下水道施設の維持管理業務等への事業転換を行っていただいております。

3. 第 3 次東御市合理化事業計画の項目 6 (2)実施方法イについて、各業者の経営の合理化（業種転換を含む）の実績例の説明をお願いしたい。

質問 2 の回答同様に、事業転換を図っていただく予定です。

4. 審議会の委員はどのようなことをするのかわからない。

環境基本法第 44 条、「市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」と規定され、この法律に基づき、市では東御市環境をよくする条例で環境審議会を設置しております。

委員の皆様には、市の環境施策に関する審議をお願いしており、環境計画の見直しが必要な場合には、審議会において委員の皆様からご意見をいただき、計画の方向性や具体的な施策について協議を進めてまいります。

令和 7 年度に予定されている審議事項は、以下のとおりです。

- ・ 第 3 次東御市環境基本計画の策定
- ・ 第 2 次地球温暖化対策地域推進計画の見直し
- ・ 第 2 次東御市一般廃棄物処理基本計画の見直し

5. 銀行の振り込み用紙を提出したが、その目的は。

委員の皆様には、審議会への参加ごとに謝礼と交通費をお支払いしており、その振込のため銀行口座の提出をお願いしました。

6. 清掃法は廃棄物に関する廃止された日本の法律である。1971年9月24日、清掃法を全面改正する形で廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定、施行された。故に、現在は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）も表記すべきではないか。

清掃法が廃棄物処理法に全面改正されても、本文の内容に影響はないためこのままとします。

7. 第三次東御市合理化事業計画の業務委託内容が明記されている事は具体的でわかりやすく大事なことである。

8. 合理化事業内容等(3)営業の範囲イ「災害時等緊急を要した場合は、市と営業範囲の協議を行うもの」が記載されていて良い。

9. 8 本計画の見直し、変更・中止等の項目が明記されていて大切な項目だと感じた。